

# 昭和二十四年法律第二百七号

## 国家公務員宿舎法

### 目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第二章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する機関（第四条—第七条）	第三章 宿舎の設置及び廃止等（第八条—第十十三条の二）	第四章 宿舎の維持及び管理（第十三条の三一—第十八条）	第五章 雜則（第十九条—第二十二条）	附則 第一章 総則（目的）
-----------------	-----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------	---------------

第一條 この法律は、国が国家公務員等に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、國家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて國等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。（定義）	第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第三條 宿舎は、公邸、無料宿舎及び有料宿舎の三種類とする。（宿舎の種類）
イ 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。	一 職員 次に掲げる者をいう。	第四条 宿舎の設置は、財務大臣が行うものとする。（設置の機関）
イイ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者、同法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者その他常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者を含む。）	二 職員 次に掲げる者をいう。	第二章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する機関（設置の機関）

ロ 独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政执行法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により生计を维持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家の部分並びにこれらを含む者を含む。）	二 特定の官署（独立行政法人の事业所を含む。以下同じ。）に勤務する職員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他特别の事情がある場合で財务大臣が指定する場合、当該宿舎の貸与を受けるべき職員	第三章 宿舎の設置及び廃止等（設置計画）
（維持及び管理の機関）	（設置の機関）	（設置の機関）
第五条 合同宿舎（省庁別宿舎以外の宿舎をいう。以下第八条の二第二項において同じ。）は財務大臣が、省庁別宿舎は当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。	一 財務大臣は、宿舎の設置並びに維持及び管理（以下「設置等」という。）の適正を期すため、宿舎に関する制度を整え、その設置等に必要な調整をするものとする。	四 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところによることを除く）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。
（維持及び管理の機関）	（設置の機関）	五 各省各庁の長は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。
（維持及び管理の機関）	（設置の機関）	（設置の機関）

第六条 財務大臣は、宿舎の設置並びに維持及び管理（以下「設置等」という。）の適正を期すため、宿舎に関する制度を整え、その設置等に必要な調整をするものとする。	2 財務大臣は、宿舎の設置等の適正を期するため、宿舎に関する制度を整え、その設置等に必要な調整をするものとする。	2 財務大臣は、前項の要求がやむを得ないものに該する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。
2 財務大臣は、宿舎の設置等の適正を期するため、宿舎に関する制度を整え、その設置等に必要な調整をするものとする。	3 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところによることを除く）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。	3 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところによることを除く）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。
3 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところによることを除く）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。	4 財務大臣は、前項の要求がやむを得ないものに該する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。	4 財務大臣は、前項の要求がやむを得ないものに該する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。
4 財務大臣は、前項の要求がやむを得ないものに該する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。	5 前二項に規定する場合のほか、財務大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。	5 前二項に規定する場合のほか、財務大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。
5 前二項に規定する場合のほか、財務大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。	6 財務大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁及び独立行政法人に於ける職員の職務の性質、宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を考慮しなければならない。	6 財務大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁及び独立行政法人に於ける職員の職務の性質、宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を考慮しなければならない。
6 財務大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁及び独立行政法人に於ける職員の職務の性質、宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を考慮しなければならない。	（設置の方法）	（設置の方法）

第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、宿舎の設置に関する事務の一部を委任することができる。	第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、宿舎の設置に関する事務の一部を委任することができる。	第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、宿舎の設置に関する事務の一部を委任することができる。
2 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舎の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。	2 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舎の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。	2 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舎の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。
3 財務大臣は、財務局長又は財務支局長に、前条の規定による宿舎の設置等の総括に関する事務の一部を委任することができる。	3 財務大臣は、財務局長又は財務支局長に、前条の規定による宿舎の設置等の総括に関する事務の一部を委任することができる。	3 財務大臣は、財務局長又は財務支局長に、前条の規定による宿舎の設置等の総括に関する事務の一部を委任することができる。
4 最高裁判所裁判官	4 最高裁判所裁判官	4 最高裁判所裁判官
5 人事院総裁	5 人事院総裁	5 人事院総裁
6 内閣総理大臣及び国務大臣	6 内閣総理大臣及び国務大臣	6 内閣総理大臣及び国務大臣
7 国立国会図書館長	7 国立国会図書館長	7 国立国会図書館長
7の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長	7の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長	7の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長
7の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長	7の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長	7の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長
8 宮内庁長官及び侍従長	8 宮内庁長官及び侍従長	8 宮内庁長官及び侍従長
9 檢事総長	9 檢事総長	9 檢事総長
10 内閣法制局長官	10 内閣法制局長官	10 内閣法制局長官
十一 在外公館の長	十一 在外公館の長	十一 在外公館の長
十二 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品（もっぱら居住者の私用に供するものを除く）を備え付け、無料で貸与する。	十二 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品（もっぱら居住者の私用に供するものを除く）を備え付け、無料で貸与する。	十二 公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品（もっぱら居住者の私用に供するものを除く）を備え付け、無料で貸与する。

<p><b>(無料宿舎)</b></p> <p><b>第十二条</b> 無料宿舎は、次に掲げる職員のうち令で定める者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。</p> <p>一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に関連する非常勤務又は非常勤務、通信施設に勤務する者であるこれらと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者</p> <p>二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの</p> <p>三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者</p> <p>四 官署の管理責任者であつて、その職務遂行するため官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの</p> <p>五 官署の管理責任者であつて、その職務遂行するため官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないものとする。</p>
---

<p><b>(無料宿舎を貸与する者の選定)</b></p> <p><b>第十三条の四</b> 一 の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けるべき職員が二人以上存する場合においては、当該宿舎の維持管理機関は、これらのうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舎を貸与しなければならない。</p> <p>二 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりそれがならない。</p> <p>三 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならぬ。</p> <p>四 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならぬ。</p> <p>五 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならぬ。</p>
--

<p><b>(被貸与者)</b></p> <p><b>第十四条</b> 有料宿舎を貸与する者の選定に当たつては、当該宿舎の維持管理機関は、政令で定めることにより、国等の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。</p> <p><b>(有料宿舎)</b></p> <p><b>第十五条</b> 有料宿舎の使用料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第十八条第一項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により、各宿舎につきその維持管理機関が決定する。</p> <p>1 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。</p> <p>2 有料宿舎の貸与を受けた者に報酬を支給する機関は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として国に払い込まれなければならない。</p> <p>3 第十九条の二 次に掲げる場合においては、省庁別宿舎の維持及び管理を行う各省各府の長は、政令で定めるところにより、財務大臣に協議しなればならない。</p> <p>4 第二十一条 第十九条の二 次に掲げる場合においては、宿舎の廃止（宿舎をその用に供しないことと決定することをいう。以下第十八条第一項第五号において同じ。）をし、又は宿舎の種類の変更をしようとするとき。</p> <p>5 第二十二条 当該省庁別宿舎について、宿舎の廃止（宿舎をその用に供しないことと決定することをいう。以下第十八条第一項第五号において同じ。）をし、又は宿舎の種類の変更をしようとするとき。</p> <p>6 第二十三条 当該省庁別宿舎を他の各省各府の長が維持及び管理を行う省庁別宿舎としようとするとき。</p> <p>7 第二十四条 宿舎の維持及び管理</p>
---

<p><b>(被貸与者の注意)</b></p> <p><b>第十六条</b> 被貸与者は、善良な管理者の注意をもつてその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。</p> <p><b>(宿舎の使用上の義務)</b></p> <p><b>第十七条</b> 公邸の修繕（被貸与者の責に帰すべき事由（前条第三項のただし書の火災を除く。）による損傷又は汚損に係る修繕を除く。）に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電気、水道、ガス等に要する費用（もっぱら居住者の私用に係るもの）を除く。は、国が負担する。</p> <p>1 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することができない事由により無料宿舎又は有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、国が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。</p> <p>2 （宿舎の明渡し等）</p> <p>3 第十八条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者（その者が第二号の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなつた日から二十日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者は、その該当することとなつた日から六月の範囲内において当該維持管理機関の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。</p> <p>4 職員でなくなつたとき。</p> <p>5 死亡したとき。</p> <p>6 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する</p>
---

<p><b>(費用及び使用料の所属区分)</b></p> <p><b>第十九条</b> 維持管理機関は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。</p>
--

<p><b>(国家公務員法との関係)</b></p> <p><b>第二十条</b> 第十九条 第八条の二、第十一条、第十二条、第十三条及び第十三条の四から第十五条までに規定する事項を除く。</p>
--



の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項でこの法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみて、新法令の規定を適用する。  
(命令の効力に関する経過措置)

**第五十八条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

**第六十条** 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和三年六月一日法律第六一

(号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。